

令和2年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第18号

令和2年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月19日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年3月2日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月17日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇容	2番 常包 恵
3番 小山 直樹	4番 京兼 愛子
5番 竹林 昌秀	6番 川西 米希子
7番 合田 正夫	8番 三好 郁雄
9番 白川 正樹	10番 白川 皆男
11番 大西 樹	12番 松下 一美
13番 三好 勝利	14番 大西 豊
15番 川原 茂行	16番 田岡 秀俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 三好 勝利 14番 大西 豊

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多田 浩章 議会事務局課長補佐 平田 友彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長 栗田 隆義	副町長 栗田 昭彦
教育長 三原 一夫	総務課長兼仲南支所長 長森 正志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上、報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月16日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会委員6名が出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

教育民生常任委員長

日程第3 付託案件の委員長報告

建設経済常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告

総務常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告

総務常任委員長

日程第6 議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正について
日程第7 議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定について
日程第8 議案第6号 まんのう町道路線の認定について
日程第9 議案第7号 まんのう町道路線の廃止について
日程第10 議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号
日程第11 議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）
第2号
日程第12 議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算
（案）第2号
日程第13 議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第
2号
日程第14 議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2
号
日程第15 議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予
算（案）第2号
日程第16 議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）
日程第17 議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）
日程第18 議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）
日程第19 議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）
日程第20 議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算（案）
日程第21 議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）
日程第22 議案第20号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算
（案）
日程第23 議案第22号 工事請負契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南
総合センター新築工事） 即決でお願いします。
日程第24 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について
日程第25 選挙第2号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙
について
日程第26 閉会中の継続調査について
以上の日程で意見の一致を見、午前10時26分、委員会を閉会いたしました。
以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議運の委員長さんにお尋ね申し上げます。

本議会において、先日、元出納責任者の業務上横領の第1回公判が開かれております。

それには起訴状が検察官より朗読されたはずであります。この内容を報告するという町長からの申し出はありましたかどうか、議運の委員長にお尋ねします。

私は、事件発覚1年でおおむねの骨格の決着をつけるべきだと思い、大事な一般質問の時間をこの問題の質疑に費やしてまいりました。本定例議会において、その骨格の展望が見出せないとすると、町民からの信用を、お金を失ったことに加えて、また、それを決着する体制において我々の眼力と見識が問われる。それに疑われても仕方がないと思います。

議運の委員長にお尋ねします。本議会において、第1回公判の内容の報告を求め、我々はそれへの対応を審議等すべきと思いますが、いかがですか。

○田岡秀俊議長 10番、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 執行部より説明をいただくようにお願いしまして、本議会が終了しまして、全員協議会を開きまして、報告を受けるようにしております。以上です。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 なぜ閉会後に行うのか。意思決定を行える本会議中にするのが、方策を確立する方法だと思います。これをこの後、執行部、議会、監査委員が一体となって、住民の信頼に応えるべく検討すべき課題かと思います。具体策を見出さねばなりません。議運委員長の、閉会後に全員協議会において報告をするということは拝聴いたしました。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、3月13日に公判がありました。議運の委員会の中で、当然、原告まんのう町であります。まんのう町の方が公判に傍聴に行っておったのかどうか。そして、傍聴に行っておるとすれば、当然、本議会に訴状内容が聞けるべきものと私は思っておりますが、それが住民に対する誠意でなかろうかと。今後、こういう事件が二度と起きないためにも、今後の大いに勉強にしなければならない。危機感が私は必要でなかったかと思いますが、傍聴に行っておったのかどうか。行ったとすれば、当然、内容が聞けるものだと思いますが、いかがですか、委員長。

○田岡秀俊議長 委員長、10番、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 総務課長が行くべきであったのですが、ほかに用事がありましたので、一人、課長が出席したそうでございます。はつきりとその内容は聞いておりません。

○田岡秀俊議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 例えば町長、副町長、総務課長が忙しくてどうしても行けない。行けないから、誰かが行ったというんであれば、公式に命を受けて行ったと判断してよろしいですか。いかがですか。

○田岡秀俊議長 委員長、10番、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 そこは十分私も聞いておりませんので、わかりません。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、三好勝利君、14番、大西豊君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

○大西豊教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日、第1委員会室におきまして、委員全員、議長出席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号の8議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号については、事業勘定の歳入歳出を4,297万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,370万7,000円とするものである。

歳入の主なものとして、国民健康保険税において2,036万9,000円の減額、県支出金においては、保険給付費等交付金を1億7,420万円の減額、また、繰越金では、前年度繰越金を1億5,414万8,000円の増額、これは歳入決算見込みによる増額であるとの説明がありました。

これに対する歳出の主なものとして、保険給付費において、医療費年間所要額の決算見込みにより高額療養費を3,130万円減額、また、国民健康保険事業費納付金では、介護納付金分を決算見込みにより620万円の増額との説明がありました。

次に、直営診療施設勘定内科の歳入では、診療収入において、外来収入を合わせて520万円減額し、繰入金において、基金繰入金など合わせて350万円を増額、歳出では、総務費において、委託料など合わせて50万円増額し、医業費において、医療用機械器具費など合わせて220万円減額との説明がありました。

委員より、減額理由等の質疑がありましたが、精査の結果による減額であることから、委員も理解されたと思います。

議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,789万2,000円とするものである。

歳入では、後期高齢者医療保険料を154万9,000円増額、繰入金において一般会計繰入金を498万1,000円減額、繰越金において873万2,000円増額、これは歳入決算見込みによる増額である。

これに対する歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより530万円増額であるとの説明があり、精査の結果による増額であることから、委員も理解されたものと思います。

議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,675万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,588万2,000円とするものである。

歳入の主なものとして、国庫支出金において、決算見込みによる補正として1,277万2,000円増額、支払基金交付金において、合わせて1,671万3,000円の増額、県支出金において1,046万2,000円の増額、繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて5,659万4,000円増額である。

これに対する歳出の主なものとして、保険給付費において、介護サービス諸費など、合わせて6,260万円増額、諸支出金において償還金を4,000万円増額補正しているとの説明があり、執行部より、決算見込みにより保険給付費を増額する。また、これまでの実績により、給付費は今後も増大していくと予想されることから、介護予防に努めていくとの説明がありました。

委員より、適切な制度の運用と介護予防事業を一層推進していくよう意見がありました。

議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ624万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,686万8,000円とするものである。

歳入では、繰入金において、一般会計繰入金を624万2,000円減額、これは歳入決算見込みによる減額である。

これに対する歳出として、施設費において、決算見込みにより、需用費、委託料を合わせて624万2,000円減額しているとの説明がありました。

委員より、合併浄化槽の清掃委託料が見込みによる減額とのことだが、何基の清掃予定が何基になったのかとの質疑があり、執行部より、当初、町が維持管理する約250基の浄化槽全てを清掃する予定であったが、94基は清掃の必要がなかったための減額であるとの答弁がありました。

議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）については、事

業勘定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 22 億 7, 500 万円と定めるものであり、対前年度 3, 850 万円を減額、1.7% 減である。

次に、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 450 万円と定めるものであり、対前年度比同額。

次に、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 7, 560 万円と定めるものであり、対前年度 710 万円の増、10.4% 増であるとの説明がありました。

委員より、その他一般会計繰入金で地方単独事業波及分と保健事業分とあるが、どのようなものかとの質疑があり、執行部より、地方単独事業波及分は、まんのう町ではゼロ歳から中学校卒業までの乳幼児医療を現物給付することで、自己負担部分の医療費を医療機関窓口で納めることはない。また、重心医療、母子医療も同様であることから、厚生労働省では医療費を多く使うのではないかとの考えがあり、政策的にするならば、一般会計で見ていただくということであるため、地方単独事業波及分を計上している。保健事業分については、国保で被保険者に対し保健事業をする必要があるため、一般会計で計上しているとの答弁がありました。

委員より、ジェネリック差額通知作成業務委託料とはどういうものか、また、医療分析等委託料はどこへ支払っているのかとの質疑があり、執行部より、国保連合会に委託し、年2回、対象者に通知している。これは、現在処方されている薬と比べどれくらい節約できるかを具体的に変更可能なジェネリック医薬品名や価格について案内するものである。また、医療分析等委託料は香川県国民保険団体連合会と契約しているとの答弁がありました。

議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 7, 900 万円で、対前年度 800 万円の増、3% 増であるとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 26 億 7, 170 万円で、対前年度 6, 470 万円の増、2.5% 増であるとの説明がありました。

委員より、今年、介護保険財政調整基金繰入金より繰入金が 1 億円で、前年度より約 2, 200 万円ふえている。これでほぼ使い切って、残り約 1, 000 万円になると、次には 9, 000 万円ぐらい基金繰入金が不足するため、一般会計から入れるか、それとも介護保険料を上げるかの選択になると思うが、町としての考えはどうかとの質疑があり、執行部より、介護保険事業計画の基本になるのは介護保険料である。過去の介護保険給付費の推移では、平成 13 年度より一度も減ることなくふえ続けている。このことから、今後、介護保険料をふやす可能性はあるとの答弁がありました。

議案第20号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 5, 040 万円で、対前年度 250 万円の減、4.7% 減であるとの説明がありました。

委員より、質疑、意見がありましたが、委員も理解されたものと思います。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。

議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第20号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上で、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わりります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

○松下一美建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第18号、議案第19号の6議案で、最初に町道路線の現地調査を行い、その後、執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正について、執行部より、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴い、まんのう町営住宅の条例の一部改正するものであるとの説明がありました。

委員より、民法改正の方向性としてできるだけ連帯保証人を設けないようとの説明であったが、その理由は何かとの質疑があり、執行部より、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加しているなどを踏まえると、今後、町営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であることからの改正であると考えるとの答弁がありました。

委員より、連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃の6カ月分に相当する額とするところあるが、連帯保証人に対し滞納額の全て負わせないため、家賃の6カ月分といった限度額を設定したのかとの質疑があり、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

議案第6号 まんのう町道路線の認定については、現在、町道と町道を結ぶ生活道路として利用しており、また、四条小学校の通学路としても利用されている。道路幅員はおおむね4メートル以上であり、また、主要な幹線道路を結ぶ公衆用道路でもあることから、道路敷地内土地の所有権を取得した上で、新たに町道認定するものであるとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第7号 まんのう町道路線の廃止については、この路線は旧こんぴらレイクサイドゴルフ場内で、現在、民間の太陽光発電施設内に突っ込み線形として残っており、住民の日常生活に使用されることはほとんどない。今回、本町が来年度に予定している満濃池周遊道整備計画において、町道三田林線から満濃池森林公園の遊歩道を経由して太陽光発電施設内の管理道を通り、町道長谷線の終点をつなぐ遊歩道を計画したことから、太陽光発電施設設置者と協議を行い、道路施設の使用権を無償交換し、町道東三田線用地の利用と維持管理を太陽光施設設置者に、指定した遊歩道部分の利用と維持管理を町が行うことでの調整がついたことから、本路線を廃止するものである。また、本路線の廃止に伴い影響を与える可能性のある民有地への進入等については、従来どおり、遊歩道部分を利用して進入できるよう配慮し、地元自治会代表者には本件の概要説明を行い、了承いただいている。なお、廃止する道路部分の地目は公衆用道路として残しておくとの説明がありました。

委員より、町道が公衆用道路となるが、地上権の設定をどうするのかとの質疑があり、執行部より、今回、町道を廃止し、その後、地上権を設定するのではなく、民間の太陽光発電施設設置者に貸し付けるものである。この町道は、廃止後、公衆用道路として町有地となるが、太陽光発電施設設置者に現状変更をせず管理もしていただく。かわりに太陽光発電施設設置者が所有するカート道を借り、遊歩道として使用し、町が管理する。今後、こういった条件で契約するといった交渉を進める計画であるとの答弁がありました。

委員より、契約交渉をするに当たってさまざまな事情が影響するため、内容を確認し、慎重に交渉を進めていただきたいとの意見がありました。

議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,480万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ1億9, 274万円とするものである。

歳入では、国庫支出金を350万円減額し、繰入金において一般会計繰入金を500万円減額、さらに、町債において630万円減額する。これは歳入決算見込みによる補正であるとの説明がありました。

これに対する歳出として、総務費において、決算見込みにより中瀧流域下水道負担金を230万円減額し、施設費において、委託料、工事請負費合わせて1, 250万円減額補正しているとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億2, 230万円と定めるものであり、対前年度2, 670万円の増、13. 7%増となる。

歳入予算では、分担金及び負担金50万円、対前年度比50%減、使用料及び手数料5, 202万1, 000円、対前年度比4%減、国庫支出金650万円皆増、繰入金1億227万9, 000円、対前年度比0. 8%減、町債6, 100万円、対前年度比63. 5%増をそれぞれ見込んでいる。

歳出予算では、総務費5, 694万4, 000円、対前年度比29. 6%増、施設費3, 325万6, 000円、対前年度比129. 9%増、公債費1億3, 160万円、対前年度比3. 7%減、予備費50万円、対前年度同額をそれぞれ計上しているとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3, 120万円と定めるものであり、対前年度60万円の減、1. 9%減となる。

歳入予算では、分担金及び負担金30万円、対前年度同額、使用料及び手数料558万2, 000円、対前年度比5. 1%減、繰入金2, 531万6, 000円、対前年度比1. 2%減、繰越金1, 000円、前年度と同額、諸収入1, 000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでいる。

歳出予算では、施設費1, 215万円、対前年度比5. 1%減、公債費1, 895万円、対前年度比0. 3%増、予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上しているとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

以上、当委員会に付託された6議案につきまして、それぞれ質疑や意見等がありました
が、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第7条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第7号 まんのう町道路線の廃止について、全会一致で可。議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算

(案)、全会一致で可。議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算
(案)、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

3月12日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された案件は、議案第5号、議案第8号、議案第14号の3議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号及び議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分の質疑、結果等についての報告がありました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見があつたので報告いたします。

初めに、議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定については、本計画の策定に当たって、第1次総合計画の検証や次期総合計画策定に向けた本町の現状調査を行い、住民アンケート調査や住民参加型のワールドカフェ、ワークショップ、中学生を対象としたワークショップなどの手法を用いて住民ニーズや政策課題を洗い出し、まちづくりの基本理念と住民が望む町の将来像などについて、策定委員会で協議を繰り返し、素案としてまとめ、有識者で構成される総合計画審議会で審議したものを再精査したものである。今回、計画案をまんのう町議会基本条例第9条の規定により、主に基本構想について御審議いただきたいとの説明がありました。

委員より、総合計画とは10年後を目標とする計画かとの質疑があり、執行部より、総合計画の推進期間は10カ年となっており、10年後の町を見据えた目標を立て、その将

来像の実現を目指してまちづくりを進める計画であるとの答弁がありました。

委員より、第1次総合計画と第2次総合計画で計画内容は変わったのか。また、第1次は達成できたのかとの質疑があり、執行部より、まちづくりの根幹となる基本的な考え方は大きくは変わっていないが、第2次総合計画を策定する際、前例踏襲ではなく、一から内容を皆で考え直している。また、第1次計画は検証結果資料の中で各施策満足度及び重要度を示してあるように、達成できた部分、できなかつた部分がある。例えば健康づくりや地域福祉、生活基盤の強化といった誰もが安心して暮らせるまちづくり、また、学校教育の充実、生涯学習、自然環境の保全など豊かな人材を育てる町、自然が輝くまちづくりでは満足度が高い水準にある。一方、農林業、商工業の振興と雇用創出、観光の振興など、地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）では満足度が低いので、今回、こちらについても力を入れているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,202万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億8,787万6,000円とするとの説明がありました。

委員より、商工総務費で、消費税関連の商品券発行事業費7,954万円の減額補正があるが、毎年発行しているプレミアム付商品券と今回の消費税関連で発行した商品券について住民が区別がつかず、混乱したのではないかとの質疑があり、執行部より、この事業は消費税率引き上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起することを目的として、1人につき2万5,000円分の商品券を2万円で販売した。この事業は全国的に見ても3割程度の販売であり、まんのう町も広報紙または告知放送で何度も周知放送を流したが、十分浸透せず、全国並みの販売実績であった。理由として、この制度の対象者が低所得者及び子育て世代であり、2万円の現金で2万5,000円の商品券を購入する仕組みに無理があったのではないかと考えているとの答弁がありました。

委員より、近年、異常な災害が起こっているのに、防災対策費が減額である。町でも防災に関する普及、啓発をされているが、まだ住民の防災意識は定着していないと思う。減額にならないよう、もっと防災意識の向上のための取り組みを実施していただきたいとの意見がありました。

執行部より、町としても防災関係は重要なことと考えている。今年の2月にハザードマップを新しく全戸配布した。また、住民に防災意識を持っていただけるよう、防災アドバイザーが地元に出向いて防災講座等も実施しているが、余り危機感を持たない方もいるため、いろいろな面で啓発、意識向上に努めたいとの答弁がありました。

委員より、防災アドバイザーの出前講座を年に1回でなく、例えば半年に1回など、開催回数をふやすことは可能かとの質疑があり、執行部より、現在、防災アドバイザーは1人であり、町内全域となると物理的に無理が生じる。今後、ボランティアの防災士と連携をとるといった体制を考える必要があるとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスの影響で小中学校が休校だが、給食の食材はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、給食を予定して発注している食材で、野菜など返品のできないものがありました。食品ロスといった問題もあり、捨てるのはもったいない。その食材をどう処理するかということで、町内で給食を行っている福祉施設、もしくはそれに類似した施設に、無償ではないが、安い価格で引き取ってくれるようお願いしたとの答弁がありました。

委員より、農地費の中で減額しているサイクリングルート整備負担金とはどのようなものかとの質疑があり、執行部より、これは広域で行っているサイクリングロードを県が整備するもので、まんのう町では仲南から琴南に抜ける大規模農道の部分を管理していることから、この部分について町が負担するものである。今回は県がこの整備を実施しなかつたことによる減額であるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）について詳細な説明を求め、審議をいたしました。

一般会計当初予算の総額は116億5,000万円、対前年度2億2,300万円の増、2.0%の増であるとの説明がありました。

委員より、歳入の町税で0.8%増とあるが、コロナウイルス関連の影響もあり、増額が見込めるのかとの質疑があり、執行部より、新年度予算は昨年の11月ごろより算定するため、この時点でコロナウイルス関係は騒がれておらず、予算に反映していない。この増額は固定資産税の中の償却資産というものがあり、企業等が設備投資をした資産に係る税金である。この設備投資には特例があり、町税では3年間は税金が半額といったものがあり、今回、その特例を受けた設備が3年を迎えることによる増額であるとの説明がありました。

委員より、平成31年度末現在高見込みの減債基金7億600万円、令和2年度末現在高見込みが9,700万円とあるが、今年度、繰上償還を見込んでいるのかとの質疑があり、執行部より、減債基金は対前年度同様、予算上6億1,000万円を取り崩し、公債費に充当する予定であるとの答弁がありました。

委員より、新年度から臨時職員から会計年度任用職員へ移行することにより、賃金等を含め費用がどう変わるかとの質疑があり、執行部より、令和2年3月1日現在で現行の臨時職員の人数が310人で、4月1日以降はフルタイムが1人、パートタイムが309人の予定である。また、費用は現行が約4億8,650万円で、4月1日以降では5億2,740万の予想であるが、まだ確定ではないとの答弁がありました。

その他、令和2年度まんのう町一般会計予算（案）について、各委員より質疑、意見がありました。執行部より詳細な説明を受け、採決の結果、全会一致で可決となりました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定について、全会一致で可。議案第8号

令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号、全会一致で可。議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総合計画であります。総合計画の将来像は計画書の26ページに「元気まんまん まんのう町」とあります。これを今後10年使うとすると、二十三、四年継続することになるんですかね。時代の変遷、変化の激しい時代において、23年間掲げるキャッチフレーズ、看板が固定化することへの疑問を申し上げました。これについて、総務常任委員会では発言がありましたか。どのような審議をされたのかお伺いします。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 竹林議員の質問に答えます。

今、言われたように、当初から「元気まんまん まんのう町」という文言を使っております。そういうことですが、今回も今まで使ってきた「元気まんまん まんのう町」をまた前進さすためにも、この文言を今回も使っていこうということだと思いますので、これの詳細については、委員会の中で話というか、意見というのはございませんでしたので、報告いたします。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 大理石は雨風に打たれれば曇りますし、ペンキは太陽光にさらされれば剥げます。10年間の途中で見直しの際に検討し直すことも進言しておきたいと思います。

加えて、委員長にお尋ねします。私は議案の提案時に本町の起債が少々借り入れて、金利が4%以内と書いてあることへの疑問を呈しました。今年度、19億円の普通建設事業を積極的な予算調達に出て、積極的な普通建設事業を19億円を組んだこと、これは高く評価するものですが、その起債の財源内訳を見ますと、17億6,800万円を起債で行うとあるわけあります。財政所管が有利な財政調達にしてくれていることは十分高く評価しております。しかし、アメリカの連邦準備会はゼロ金利に転じました。我が日銀は銀行が日銀から資金調達に出ると、逆に金利をくれるマイナス金利になっております。国債も同様であります。そのような中において、我が議会が借り入れ限度額を4%とすることは、金融についていた人から見ると非常識との指摘を受けかねない。これについて委員会の中で論議があったのかどうか。本町の借り入れている実勢金利は0.1から0.3ぐら

いだったように思います。まだ報告を今年度のは得ていませんからわかりませんが、この論議が総務常任委員会でされたのかどうか。

議会が金融情勢に関心を寄せ、経済変動と関連した予算審議をする議会でありたいと念ずるものであり、執行部諸君にも経済循環と産業振興、金融に注目する職場、職員たちであってもらいたいと願うからであります。委員長、これは論議されましたか。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 今回の総務委員会では、この4%という金利の話ですかね、それについては出ませんでした。

しかしながら、前回はこの借り受け4%の話は出ました。竹林議員、るる言われましたが、まんのう町周辺の市町村につきましては、もう少し5%、まだいろいろあると思いますんで、そういうことを全体的に見まして、まんのう町も4%としておるわけでございますが、ともかく現実の借り入れは、本当に、今、竹林議員が言われたように、こんな4%というのは絶対ございませんので、その辺は執行部に十分お願ひして、できるだけ安い金利でお金を借りるというふうにはお願ひしておるところでございますので、この4%という数字でございますが、私も高いとは思いますが、いろいろ全体的なところを見て、4%に今もしれているんだと思いますので、その辺、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これは予算書であります、実際、借り入れるのは来年の3月か4月になりますから、補正予算で修正することも可能ですね。近隣市町の動向を掌握することも大事ですし、国、県の指導、方針に従うことも重要です。しかし、我々は地方自治であります、我が町のあり方は我々が責任持って判断する。権利義務の主体である地方自治、それをみんなで探求していけたらと思うものであります。

続いて、もう一つ問います。予算書には基金残高が全く予算書本体には記載されていない。そして、予算概要に基金の内訳が表現されていて、基金総額は載っていない。財政運用は借金払いの金が標準財政規模に対して、一般財政規模に対してどれくらいあるのかというのがまず一点。それから、借りたお金の実質残高が幾らあるのか。そして、ためたお金が幾らあるのか。この三つを判断するときに、財政運用の判断は的確になろうと思います。基金残高が総額が記載されていない説明資料、これに対する質疑は総務常任委員会にあったのか、なかったのか、これを問います。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 竹林議員の質問に答えます。

今回の総務常任委員会におきましては、今、竹林さんが言われたことにつきましての論議はなされていませんでしたので、御報告申し上げます。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も県や総務省の所管するところにこれはちょっと検討を持ちかけております。総務省が市町村に示した様式が不適当ではないのかと、そのように申し上げ

ていて、時間をかけて検討したらいいかと思います。

続いて、もう一つ聞いておきます。匿名で寄附目的が明らかでない寄附の扱いについて検討を求めるという発言をいたしましたが、そのことについて、総務常任委員会では論議されましたか。私の調べたところでは、匿名の受け入れは可能であるけれども、それにはルールがあって、寄附目的を明らかにしなければいけないと。私が調べたところあります。この論議がされたかどうか、総務常任委員長にお尋ね申し上げます。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 今回の総務委員会の中では、寄附行為云々という話は論議はされませんでした。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 関電の刈羽原発の問題が報道されております。

○田岡秀俊議長 竹林議員、付託案件の委員長報告に関する質疑にとどめていただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 はい、審議された内容を問うております。

請託とお金の動きを漠然とずらす運用手法が蔓延していることが関電の問題で明らかになっています。こうしたことに留意すべき審議を総務常任委員会にお願いしたいと申し上げて終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 動議を提出します。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 1人以上の賛成がありますので、ただいまの川原議員の動議は成立了しました。

動議の内容説明を川原茂行君に求めます。

○川原茂行議員 動議。

元会計室長による公金不正流用にちなみ、その責任と被害額の全額回収を求めるため、議会において、特別委員会の設置を求める動議を提案いたします。

このことにつきましては、地方自治法第115条の2及び会議規則第16条の規定により、ここに口頭により提案をいたします。

提案理由。

既に議員各位につきまして御承知の案件であります。さきに執行部より提出されましたこの件についての第三者委員会におきまして、その原因是、一つとして、会計室の口座管理体制の不備、そしてこれは町長部局の責任であります。また、外郭団体の資金が着服されており、これも職務として職員が担っております町長部局の統制の責任であると思います。

二つ目に、この被害額が拡大したのは、例月出納検査体制の不備と指摘されました。例

月出納検査は2名の監査委員が毎月行うものであります、この委員2名はいずれも議会の同意により任命されております。また、1名は議会選出の委員であります。こうしたことから、この不正流用事件は執行部だけの責任ではなく、当然、議会にも責任があると私は思っております。

今後、このようなことが二度と起きないようにするためにには、この事件の背景と被害額の全額回収に向け、鋭意努力することが、町民の皆様に対する信頼回復、第一条件であると強く思う次第であります。被害金は全て町民の血税であることを我々は肝に銘じなければならぬと思います。このためには、議会において本件についての特別委員会を設置し、町民の皆様に議会としてのけじめをつけたく、ここに提案をいたします。

○田岡秀俊議長 これより、ただいまの動議に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、川西米希子さん。

○川西米希子議員 一点、確認させていただきたいと思います。

特別委員会の設置とは、地方自治法第100条に基づく、いわゆる調査権のある百条委員会でしょうか、それとも、地方自治法110条に基づく、集中的に審査をする必要があるために設置をする特別委員会でしょうか、お答えください。

○田岡秀俊議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいまの川西議員のことについて答弁いたします。

特別委員会は常任委員会と異なり、臨時特定の事件について設置するものであることから、その事件の審査や調査が終了したときに消滅する、いわゆる常任委員会とは別に、閉会中の継続審査、調査権、公聴会、参考人等があるため、これをもって今後の再発防止策を含めた調査機関を持つのが特別委員会の設置の目的であると思っております。

○田岡秀俊議長 6番、川西米希子さん。

○川西米希子議員 それでは、今、おっしゃったことは、調査権のある百条委員会の設置ということでよろしいでしょうか。

○田岡秀俊議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 特別委員会の目的は百条委員会の中もある程度含まれるかもわかりません。要するに、この事件に対する解決方法を見出していくというのが全てでありますから、まして次の二度とこういう不祥事が起こらないために設置をする目的で、これは特別委員会を設置後の目的にかえさせていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

ここで、議場の時計で11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

川原茂行君の動議に対する質疑はほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、反対の方の討論はありませんか。

11番、大西樹君。

○大西樹議員 先ほど、川原議員のほうから動議が出されたということでございまして、るるお話を聞きましたら、はっきり特別委員会とか百条委員会とかございますが、それがちょっと微妙にどちらかわかりませんが、いずれにしましても、特定の案件の調査を行うことでございますので、私たちも調査をしましても、ある程度来たらやっぱり限界があると思います。

そうした中、先般、3月13日に横領した元会計室長の初公判が行われ、弁護側は事実関係については争わないということで、検察側の冒頭陳述で述べられたことに事実関係を認めたということになります。

これにより、今後の裁判の資料を参考にすれば、事実詳細がわかりますので、特別委員会を設け、改めて調査、審査する必要はないと思いますので、反対の討論といたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 次に、賛成の方の討論はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これまでの質疑において、町長は、警察の捜査中であって、お答えを差し控えたいと、警察の捜査を待ちたいということでありました。警察の捜査力は強制力を伴うものであって、私たちが踏み込めないところを踏み込んでくれるわけで、それに期待するのはごもっともとも思いましたが、その捜査の内容が検察官と協議されて起訴されたわけであります。起訴状が出てきたということであれば、今まで私たちが聞いたかったことがそれに盛られているんだろうと思います。

私はちょっと高松地方裁判所行ってまいりました。全面的に起訴事実は被告は認めたわけであります。証拠が七つ、八つ、提供されたわけですが、弁護人はその一部は保留としました。後で町の顧問弁護士さんがおいでたので、あの保留というのはどういう意味ですかと言ったら、次のもう1件別のがあるから、それとの関連で態度を保留されたんだろうと、そんなふうなことありました。

知り合いや同僚から借りていた、それから町ツーリズム協会のお金に、先、手出ししてたとか、私が4月から求めて報告されなかつたことが、検察が概要を述べるということで、金額とかつぶさには語られませんでしたが、それが出されたわけであります。この内容を見るには、本会議ではまことに不適切であります、やはり特別委員会が要るのかなと思うわけであります。

そして、特別委員会設置の提案に対して、そのときの議会は時期尚早と、そういうこと

で否決いたしました。起訴状が入手できるこの時期において、時期尚早はあり得ない。私たちがこの問題解決に精力的に取り組む姿勢を見せずして、住民たちが私たちの信頼を保ってくれるのかどうか、早急な解決であります。

今年度、総合計画の審議に時間を費やすべきところを、貴重な時間を業務上横領と、裁判所ではそのように銘打っておりましたが、この事件に費やしたことは非常に遺憾に思うわけであります。ほかの審議に影響ないように、特別委員会の設置に賛成するものであります。

P F I 問題のときに立ち往生しがちな執行部に対して、いち早く捜査体制を確立し、特別目的会社の主幹事会社に対する責任追及とその対応を具体的に組み立てたのはまさに議会の役割でありました。

監査委員さんと執行部と議会とが連携して、住民の利害を代弁せねばなりません。そして、この三者は相互牽制も働かせねばなりません。これをいかにしていくのか、論議の場は必要であります。お金が返ってくればいい、返ってこないとき、どうするかだけの問題ではない。ちょうど地方自治法は内部統制体制の確立を求める地方自治法改正施行をこの4月と、2年前に議決して求めております。まさに絶好のタイミングであり、我々の町こそ住民の負託に応える、信頼性を確立すべき努力を傾注すべきときであります。これに対して議会が人員と時間を注入し、執行部が職員を配置せずして、住民の負託に応えられようか。私は特別委員会の設置に賛成するものであります。

○田岡秀俊議長 次に、反対の方の討論はありませんか。

1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 1番、鈴木崇容、私は、今回のこの動議に対して反対です。

理由は、この元会計室長自身、既に令和2年1月14日に逮捕されています。また、令和2年2月3日、起訴され、勾留、さらには勾留延長後、令和2年2月20日、再逮捕され、現在も勾留されています。

また、今月の3月には初公判が行われました。この初公判は一度目の逮捕の1,010万円に関してで、2回目の公判には再逮捕時の1,670万円も追加され、公判となる予定です。また、差額に関しましても起訴されます。

民事においても、令和2年1月14日経過、仮執行宣言つき支払い督促命令が確定とされております。

また、返済金に関しましても、昨年度7月からことし1月15日まで、114万円ほど返済がありました。全額にはまだまだほど遠いですが、仮執行宣言つき支払い督促命令が確定されている以上、これからも返済が必要となります。

なお、執行部側も町長、副町長が既に減給処分を終えております。このような形で司法に任せて進んでおられます。

ですから、先ほどの動議の、今から特別委員会、百条委員会を設置しても、私は余り意味がないのではないかと思います。本来、我々がやらなければならぬのは、執行部との

再発防止策の徹底、また、会計室に限らず、本町のどの課に対しても不正防止の徹底を図り、守るということが大事だと思います。

さらには、我々議員であるならば、地元や地域住民の皆さんにお集まりするような場所で明確な説明をし、少しずつでもこの司法で進んでいることをお伝えし、納得していただくことが本当の仕事だと思います。

今、特別委員会を立ち上げ、警察や弁護士のまねごとをすることが私は正しいことだとは思いません。このような状況を踏まえて、私はこの動議に反対します。以上です。

○田岡秀俊議長 次に、賛成の方の討論はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 賛成の立場で討論に参加します。

平成23年3月18日、議会基本条例ができました。その議会活動原則2条には、議会は町民の代表者によって構成される合議制機関として、町民全体の立場に立って、町長等の活動を監視するとともに、町民の福祉向上、持続可能なまちづくりのために、次に掲げる原則に基づき活動を行うということが書かれております。まさにこの案件はそれに値すると思います。昨年の全員協議会におきましては時期尚早ということで否決されましたが、いろいろ事案を見ていますと、この公金不正につきましては、本当に今見たら、先ほど反対討論もありましたが、地域住民に説明せよということあります。この本質は、私、今回の一般質問でも述べておりますが、再度、申し上げます。

地元住民が、31年2月4日に不正について相談に来ました。関係機関に迷惑をしこるという内容のものを地元の方が重い腰を上げて説明に行つとります。そのことが、今回、初めて町関係の不正を行ったという3月13日の案件です。

具体的に言いますと、3月13日のNHKのニュースによりますと、元会計室長が通帳と判を持っていた案件について、今回、起訴状で言われているようあります。この問題につきましては、一般質問に述べておりますが、平成30年10月23日、全員協議会で、満濃池一周マラソン大会の400万円の費用及びボランティアに対する議論があり、ツーリズム協会に対する会計報告を求めました。そのときに発言があったのは、決算及び総会の資料はないということです。その1年後の書類、約1年後の令和元年9月18日の資料によりますと、まんのうツーリズム協会の決算書及び総会資料なしであります。その資料につきましては、皆さん、御存じだと思いますが、差しかえ用として、令和元年9月18日の一番下の段に、まんのう町ツーリズム協会180万円、決算提出状況なし、それと総会未開催ということを書いております。そして、今回の一般質問では、お金があるということで、180度転換をして、あるという発言がありました。

そういうことも含めて、元室長に対することは、基本的には本人が認めておるようです。その中において、町からもらった資料では、31年2月4日、琴南地区1名来庁、恐らく副町長と総務課長がお会いしたんだあると思います。その中で、関係する書類を持ってきて、いろいろ他の方面に迷惑をかけとるいうことが、今回、訴状に出てきております。

それと、3月6日、懲戒処分委員会0.1ヶ月、6ヶ月、これを行ったにもかかわらず、監査にも議会も報告せず、損金が増大しております。これは事実であります。一般質問のときにも執行者の方から認めしております。そういうことについて、元室長に対しては、もう事案をほとんど示しております。なぜ2月4日に住民の声を反映すべく議会が機能しなかったのか。通常の今までの執行者であれば、今、不正があったことについては、パワーハラにしてでも、それ以外についても、議会に報告がありました。今回はありません。

一番大事なのは、一生懸命頑張っておる監査の方が、もし2月4日、また、この懲戒処分委員会の結果を報告しておれば、2,800万円というお金が拡大しなかったんですよ。これは元室長は一番原因でありますけど、くどいようですが、住民の方が書類を持ってきた一番最初のときに、関係機関に迷惑かけとるということが、今回、出てきた問題だと思います。

それと、通常ならいろいろ言われとることが、懲戒処分委員会をすれば、通常であれば、会社であれば、その人は自宅待機か配置転換かあります。まんのう町の場合は、くどいようで、議会へも報告なし、監査委員も報告なし、本当に監査委員に対するやはり姿勢が見られません。

私はこの案件につきましては、31年の1月ごろ、いろいろ情報がありましたので、それはうそやろという気持ちで、複数の人にいろいろ聞きました。しかし、またいろいろ書類を見せていただきましたら、本当にこれは心配な、ということで、私は同僚議員に電話したり、議長にも副議長に対しても何度か言いました。また、議会事務局の中でも、私はそういうことがあるということは言いました。聞き取れておったかないかは別にしても、この事案があったということは、多分、私はまんのう中学校の入学、卒業式前後に発言しております。聞いてない言えば無効になりますけど、このときの事案をもっと早く議会が、執行者が動いておれば、まんのう町のお金がなくなつたと確信しております。

そういう意味で、私は二度とこのようなことが起きないように、やはり条文化したり、そういうことをすることが議会の使命だと思います。

過去を振り返ってみると、同じような事案があったんですよ。満濃町におきましては、旧合併前において、それも通帳と判と同じ方が持つておられ、恥ずかしい話ですけど、着服されました。しかし、そのときにはすぐに弁済されております。今回は弁済されたといえ100万円ぐらいで、今までかかった費用が、一般質問の答弁では、今現在で151万円かかっているようあります。

私は、一般質問でも言いましたけど、ここおる管理職、議員の報酬が約3億円です。そういう管理職手当、議会のチェック機能が執行者の情報公開を得られんためにきょうに至っております。

私は本当にこれは早く決着をして、ニュースを見た方は、町外の方は、またまんのう町お金とられたんかということが、いろいろなところで聞きます。これは執行者、職員は本当に真面目なんですよ。99.999%真面目な方ですよ。今回の事案を見てみると管

理職ですよ。上級の管理職ですよ。それを認識しなかったら、また再発しますよ。そうでないですか。今の反対討論の中のやつも、みんな終始、これは違うんですよ。上級の管理者がすることをしてなかつたんですよ。そうでないんですか。

それともう一つは、私は昨年6月にも一般質問しましたが、そのときには情報がなかつたから、余り突っ込んでもできませんでしたが、今現在は本人が認めておるんですよ。今後、二度とこのようなことが発生しないようにするために、上級の管理者が一番に襟を正すべきじゃないんですか。

もう一度、言います。平成31年2月4日、地元の方が相談に来られた。3人か4人か知りませんけど、通常であつたら、そのときに対応すべきだと思うし、聴聞委員会においても、後で報告ですか。機能しませんよ、聴聞委員会したって。

私は二度と同じことが繰り返されないように、本当に恥ずかしい話ですが、旧町時代のことを、そのときには通帳と判を別々に保管するということやつたんですよ。恐らく旧の満濃町時代の管理職の方は知っておられると思います。それは別々にすることだったんですよ。今回も同じように別々にしたって、住民が訴えてきたことを取り上げなかつたら機能しませんよ。何のための聴聞委員会ですか。

やっぱりこここの議場の3億円を住民の人が知つるんですよ、議会に1億、管理職は2億。私は全員の方は知りませんかもわかりませんけど、やはりいろいろ聞きますよ。議会報告会におきましても、議会がちゃんと機能せないかんとか、私も一般質問したとき、全然知らん人から電話かかってきました。ちょうどあの日は雨でした。いろいろ土建屋さんも、雨が降つたから、事務所でおられた方もある。私も名前はわかりませんけど、そういう電話が何通かかかってきたようです。そのぐらい大事なことです。上級の管理職の問題を、今後、解決せなんしたら、何ぼ住民のところへ行って説明したって、一番は聴聞委員のあり方について、やはり議会が検証すべきだと思います。

本当に、最後に言いますけど、99.999%の職員は真面目にやつります。管理職の問題ですよ、これは。そういう意味で、二度とこういう事件が起きないようにするためにも、やはり本人は認めとる。あと町の対応はどうやつたかいうことをまず第一に検証して、条文化し、担当者が変わってでも、情報公開をして、損失が増大しないように、最後にしますけど、町民が言ってきて、いろいろ注意ってきて、後に3億円も解約しとるんですよ。いろいろ振りまいたかわかりませんけど、これは町民の人が言ってこなければ、もうちょっと膨大しとつたと思いますよ。

それと、最後にしますけど、先日の3月13日のウェブサイトを見ますと、読み上げて終わりますけど、遅くとも平成25年ごろから、みずからが会計を担当していた町内のいろいろ団体とか、町の外郭団体とか、地元とかを勝手に払い戻して、消費者金融などから2,000万円を借金、その内容としては、ギャンブルをしていて、カードローンや消費者金融から迫られておつたようあります。

良識ある議員の皆様方の御同意を得て、この問題解決をし、二度とこのような不正が起

ならないように条文化し、情報公開をしてもらうということで、私は賛成の立場で討論を行いました。以上です。

○田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、動議に対する採決を行います。

この採決は起立によって行いたいと思います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○田岡秀俊議長 起立少数です。

したがって、公金横領事件についての特別委員会設置をすることの動議については否決されました。

日程第6 議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 続いて、日程第6、議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 第2次まんのう町総合計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 まんのう町道路線の認定について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第6号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 まんのう町道路線の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第7号 まんのう町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第11、議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長　　日程第15、議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）

○田岡秀俊議長　　日程第16、議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和2年度まんのう町一般会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長　　日程第17、議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第20、議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和2年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算

(案)

○田岡秀俊議長　　日程第22、議案第20号　令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長　　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号　令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23　議案第22号　工事請負契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事）

○田岡秀俊議長　　日程第23、議案第22号　工事請負契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました、議案第22号の工事請負契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事。

契約の方法、条件つき一般競争入札。

契約金額、3億360万円、うち消費税額が2,760万円。

契約の相手方、香川県丸亀市福島町8-5、第二建築株式会社代表取締役、島川修治でございます。

今回の契約は、地域住民のコミュニティ拠点であり、内科診療所、消防屯所等が併設された複合施設として整備する琴南総合センター新築工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 それでは、令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事に関する入札執行内容及び計画について御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件つき一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町及び琴平町からなる中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること、建設業法の規定により経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が870点以上であること、構造が1棟延べ床面積200平米以上の木造建築物に係る建築主体工事の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による管理技術資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有する者を専任で配置できることを条件といたしております。

去る1月30日に入札の公告を行いました、2月14日に参加受け付けを締め切り、審査の結果、4社及び1共同企業体の参加資格を確認し、2月27日に入札を執行いたしました。

入札の結果、第二建築株式会社が落札いたしました。

これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議案に添付された入札結果表を見ると、工期が議決の日より至る令和2年3月31日火曜日となっておりまして、これはちょっと施工が無理なんじゃないかなと。このままではちょっと賛成しかねる。修正いただいたら賛成できるんかなと、そんなに思うんですが。今、令和2年ですよね。工期が3月31日といったら、到底無理ですね。ちょっと議案の添付の入札結果表を見てください。

○田岡秀俊議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 質問にお答えします。

先ほど、議案第8号の一般会計補正予算案で繰越明許費につきまして御議決いただきましたので、それに伴い、工期の変更をしたいと思います。工期につきましては、約10カ月間から11カ月間ということで予定しております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 何らかのこの入札結果のところを修正した文書が欲しいような気がしますが、どうやろ。ここに残るものはこれになりますよね。口頭で10カ月程度と、きちんとした何日までとはおっしゃらなんだんで、いかがなものか、行政手続のことだと思いますが、ちょっと検討していただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 御質問にお答えします。

工期といたしましては、今の段階ではまだ繰越明許費につきまして御議決をいただいてなかったので、予算が通りましたので、これから変更契約ということになるということです。

先ほども申しましたように、全体の工期といたしましては、10カ月から11カ月ということで考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私、ちょっと手続的なことはわかりませんが、工期決めたら、何らかの議会へ文書提出していただいたらということあります。実質的な妥当性が担保されればいいと。違う文書のまま賛成したというわけにもいかんということですね。以上でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 このまんのう町琴南の総合センター、この立地場所、また、この利用目的、そういうことから考えて、前回もまんのう町の産材、木材を利用するのが足りなかつたというようなことになっておったんですが、その後、町長さんもそういう意見だったと思います。町長さんが思われておる木材利用率になったのかどうか、そして、木材に利用したがために、金額がこの金額とどの程度変わっておったのかをちょっとお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 御質問にお答えいたします。

町産材の利用につきましては、外壁材を含めまして使用される木材の約8割程度となっております。はりにつきましては、長尺とか、また大きなものがとれませんので、これを除いてほとんどが町産材を利用するということで考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これは、木材の調達場所はどこになりますか。

○田岡秀俊議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 御質問にお答えします。

木材の調達といたしましては、町としては、香川西部森林組合からの調達ということで、原材料として購入し、業者へ支給するという形をとっております。

木材につきましては、総合センターの関係者といいますか、地域住民の方の思いが強いということで、財産区の中にあります勝川小学校教育後援会というものの持ち物の山林があります。これにつきましては、名前のとおり、勝川小学校の学校のためということだったんですけども、なくなりまして、地域の方も総合センターのほうの建物に使ってもいいということで、了解を得ましたので、その木を全て使っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、今、おっしゃられる場所だけでは調達がしにくいということ
で、仲南の森林組合に依頼したことはないんですね。

それともう一点、先ほど冒頭に質問した金額の差異ですね、当初は、木材にすれば少々
高くなると、こういうことなんですが、木材以外の場所の金額は、大体それは概算でいい
です、どの程度の差ができたのか。

○田岡秀俊議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 御質問にお答えします。

木材につきましては、今、説明しましたように、勝川小学校の学校林ということで、そ
れで全て賄えるということあります。それで、町としましては、材料支給ということで、
仲南の森林組合と西部森林組合から見積もりをとりまして、安いほうということで、香川
西部森林組合のほうと契約をいたしました。今回も工事の事業費の中に入れずに、原材料
の支給ということでしております。こちらから原材料の支給の契約金額は約1,300
万円ほどとなっております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、
委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 工事請負契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総
合センター新築工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

○田岡秀俊議長 日程第24、選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員
の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組合規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に、まんのう町西高篠215番地、宮地淳一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました宮地淳一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮地淳一君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第25 選挙第2号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

○田岡秀俊議長 日程第25、選挙第2号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、まんのう町西高篠215番地、宮地淳一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宮地淳一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮地淳一君が、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことになります。

以上で、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第26 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第26、本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査及び議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後12時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員